

## 江戸の贗酒

### 岩淵令治

#### はじめに

ただ今ご紹介にあずかりました岩淵と申します。どうぞよろしく  
お願いいたします。

本日は、江戸の贗酒というテーマでお話しさせて頂きます。この  
テーマに関心を持った最初のきっかけは、大学生のころ参加させて  
いただいた江戸遺跡の発掘調査です。江戸遺跡では、いわゆる「貧  
乏徳利」と俗称される徳利が大量に出土します。これは、裏店層の  
増加で酒の需要も増え、量り売りによる小さい容器での運搬が必要  
になったからだといわれておりますが、ではどのような酒を飲んで  
いたのかということが非常に気になったわけです。

次のきっかけは、地下鉄南北線の工事に伴って発掘された東大前  
駅地点の文献調査でした。ちょうどこの場所は、東京大学農学部  
のちようど前でも営業を続けておられる高崎屋さんという酒屋さん  
の前にあたっていたのです。そのとき、私は高崎屋さんの店全体を

描いた「高崎屋絵図」（天保十三（一八四二）年、長谷川雪旦・雪  
堤画、文京ふるさと歴史館蔵）を分析しました。この絵には、六十  
におよぶ銘柄の酒と醤油が描かれていました。酒については、「劍  
菱」などの有名なブランドで知られる上方の酒、東海地方で作られ  
る「中国酒」、関東（江戸地廻り）の地廻り酒といった江戸に入津  
する酒と、オリジナルブランドの「江戸一」が描かれていました。

この三つの産地の酒については後ほど説明致しますが、私はこうし  
た下り酒・中国酒・地廻り酒のうち、とくに下り酒の多様な銘柄を  
本当に扱っていたのか、という点が気になりました。そこで、伊丹  
の「白雪」について酒造家と江戸の間屋の史料を調べた結果、江戸  
の取引相手で高崎屋が確認できないため、通常の流通ルートでは仕  
入れていないことがわかりました。そもそも絵画資料ですから絵空  
事ということも考えられるのですが、さらに私は中身が違うのでは  
ないかと考えるようになったのです。

また、オリジナルブランドについて、随筆からその由来を知るこ

とができました(後掲史料一 以下、史料は文末を参照)。これによりまずと、「江戸一」は文政六〜七(一八三三〜三四)年のころに生まれたといえます。ある日、酒の積み卸しの問屋が集まっている新川に、下り酒が入津したが銘がついていない酒がたくさんあった。銘はないので、買う人が全くいない。つまり、ブランドでないと買わないということになるわけですが、高崎屋はこうした酒に目をつけて残らず買い上げたというのです。そして、何かこの酒に銘を付けるということを思いつき、この随筆の筆者の父の友人に銘の考案を依頼したところ、どういいうきさつか、筆者の父が宣伝の文章とともに「江戸一」という銘をつけてくれたのです。すると、

「この文によりて、江戸一と名付けて売り始めたところ、思いの外評判がよく、そこでも江戸一、彼所にも江戸一、江戸一」と評判を呼び、今は酒だけではなくて醤油も「江戸一」を出し、「江戸一」は高崎屋のプライベートブランドとして知られるようになったというのです。この話から、私はブランドというものがかなり意識されていたということを認識しました。中身が何だかわからなくても、銘柄が付いていれば買うという世界がある程度確立していることに気付いたのです。こうした「高崎屋絵図」から知り得たブランドの問題については少し書きましたが(岩淵一九九六)、その後もこの点はずっと気になっておりました。

こうした中で、以前の勤務先である国立歴史民俗博物館の企画展示「大ニセモノ博覧会」(二〇一五年開催)にかかわる機会を得ました。博物館で偽物を本格的に展示テーマにしたのはおそらく大英博物館が最初で、その後日本では東京大学総合研究博物館で企画さ

れ、この展示はそれに次ぐものとなりました。この展示で前々から気になっていた贋酒をとりあげたことが(岩淵二〇一五)、本日のお話の直接の出発点となりました。

もう一つ、贋酒を取り上げようと思った背景として、ここ何年かクローズアップされているいわゆる食品偽装問題、偽ブランドの問題があります。こうした現代の問題も意識しながら、今回、この贋酒についてお話しさせていただきたいと思っております。

なお、いわゆる江戸時代の偽商品については、書籍や錦絵の重版がおそらく最も研究の蓄積があると思います(市古二〇〇五ほか)。それから宇佐美英機さんが、偽ブランドの薬の取り締まりを検討されています(宇佐美一九九七)。江戸時代は、権力が商標を保護するということがありませんので、その中でどうやって統制というのを引き出していくのかという話と、その統制の意識というものと商人同士の信用の形成の問題という、非常に重要な問題提起をされました。それから、近世における贋物という点では、今日は触れませんが、いけれども、いわゆる偽文書論があります(山本一九九〇ほか)。

こういった研究に学びながら、少しお話をしたいと思っている次第です。なお、伊丹の贋酒と領主近衛家の権威を利用した仲間による統制については、すでに石川道子さんが検討されていますが(石川一九八八)、今回はその後の新出史料や、伊丹以外にも対象を広げ、さらに大きくみていきたいと思えます。

さて、いわゆるブランドが確立するという前提条件としては、やはり技術的進歩に裏づけられた安定した品質と生産量、それがしつかり流通するという体制、そしてそのブランド品というものの宣伝

媒体としての情報流通というものもある程度成立しなければいけません。近世には、こうした条件がある程度整ってくるわけですが、しかし、一方で、商標の保護というものはありません。一八八四年に商標条例が制定されるまでは、いわゆる権力側からの直接の保護はないわけで、これは、宇佐美さんのご研究や重版の問題のように、権威をどのように利用するかということも含めて、集団の中で統制していくという話になります。こういったことを前提にしながら、醸酒の話をしていきたいと思えます。

## 一 江戸の酒

江戸の酒ですが、さきほど申しましたように、江戸に入るお酒は上方の下り酒、東海地方からの下り酒である中国酒、地廻り酒の三種類がありました。基本的には、江戸の酒の七割から九割は、いわゆる上方からの下り酒でした。いわゆる下り物の代表的な商品ということになります。醤油の場合には、江戸地廻りの技術がかなりすすみ、上方からは入ってこなくなるのですが、酒は、最後まで上方が圧倒的に優勢でした。

まず上方の下り酒ですが、伊丹から堺にかけての地域が先行する生産地でした。これに、十八世紀の半ばぐらいから成長して参入してくるのが、灘です。十七世紀の半ば以降、江戸の酒は下り酒が一般的で、銘柄も知られてくるのですが、とくに上方生産地は、大きくは二グループあるということになります。

灘の成長については、複数の理由があげられています。その理由として、まず権力側からの生産量制限のタイミングがあります。酒

造株と言いますが、近世においては基本的に酒造に使うことのできる米の量が限定されてきました。宝暦四（一七五四）年に一時的に緩められたのが（勝手造り令）、灘の成長の一つの動因になったと考えられています。また、製造を寒い時期に集約して正月用の新酒を送り出すという技術的な努力（寒造り）や、伊丹よりも海に近いという輸送面での有利さ、といった事情がいろいろ相まって、灘というのが新興勢力として伸びてくるわけです。そして、天明四（一七八四）年に、この新旧の酒造家の集団を合わせた摂泉十二郷酒造仲間が結成されることとなります。

次に、やはり下り酒ですが、中国酒と呼ばれる東海地方の酒が、十八世紀末から特に伸びてきます。背景としては、天保元（一八三〇）年に上方に酒造量の制限がかかったこと（減石令）や、株仲間の解散令によって流通体制が変動したことが指摘されています。

三番目の地廻り酒については、十八世紀末、松平定信のころに、幕府が江戸地廻り経済圏、江戸の周辺での醸造を推奨しまして、少し弾みがつくのですが、やはり摂泉の優勢というものは変わりませんでした。

天保十二（一八四一）年段階の江戸に入津した下り酒の生産地の内訳は、灘が四十五%、旧勢力の西宮・伊丹が三十三%で、中国酒は十一%にとどまっています（盛田家文書）。さらに地廻り酒に至っては、下り酒に対して五%もいかないような分量でした。摂泉の酒造家にとっても、江戸市場が最大の取引相手で、「白雪」を造る伊丹の小西家の場合、地売十二%に対して江戸売は八十八%を占めていました（柚木一九九二）。

流通ルートについては、摂泉と中国酒等を含めた下り酒は、江戸の下り酒問屋が独占的に荷受けし、仲買や小売に販売して、酒が市中に流通していくこととなります。この下り酒問屋の最初の売り上げが確認できるのは、天和三（一六八三）年です。彼らの仕入れ対象は、「摂州・河州・泉州・城州・丹州・紀州・濃州・勢州・尾州・三州」（『伊丹史料叢書 8 伊丹酒造家史料（上）』一九九二年、一八一）に播州を加えた十一ヶ国でした（袖木一九六五）。一方、地廻り酒のほうは、下り酒の仲買・小売が地廻り酒問屋を兼ねて、荷受けをするというかたちになっていました。

上方の下り酒隆盛の象徴として取り上げられるのが、新酒を早く江戸に運ぶというレース、新酒番船を描いた錦絵です。江戸の風物詩の一つにもなったといわれています。出発地は西宮で、江戸まで最速で大体六日で到着したようです。江戸の人々の「初物好き」はよくいわれる話ですが、今回、史料を見ていて面白いなと思ったのは、新酒の積み出しの遅れについて、江戸の下り酒問屋たちから摂泉の醸造家に苦情が出ていたことです。これに対して、伊丹の仲間を取り決めの文面には、最近は、十二月も押し詰まってようやく江戸にこの新酒番船が到着するような状況もしばしばで、江戸問屋でも浅草寺の歳の市の頃に間に合わない、とあります（〔前略〕十二月押詰二入船致候事も折々有之、江戸問屋二而も浅草市捌ヶ入用之間二合不申（後略、傍線筆者、以下同じ）（『伊丹酒造組合文書史料集』、神戸大学文学部地域連携センター、二〇〇五年度、七三））。新酒の具体的な流通は正確にはわかりませんが、浅草寺の歳の市といった大イベントで売り捌かれるように、新酒は江戸にとつ

てかなり重要なものだったと思われれます。

そして、味についても江戸好みのお酒というのが造られていたようです（史料二）。棒線部にありますように、「最近、江戸の人々の風潮として（『江戸表人氣』）、透明で辛口の酒が好まれるため（『色白イ辛口之酒相好候趣』）、米をかなり選び、火落ち、つまり劣化、酸化しないために焼酎を加え仕込んでしまうので、味が薄くなってしまうが、通常の造り方だと甘口になって買い手が無く売れないため（『望手無数』）、結局、薄くても辛口を造っていくことになる」と記しています。そして、こういった薄造りの江戸好みの酒を造るために、近年は劣化した酒が増えているとしています（『変酒出候趣近年ハ多分有之候』）。技術的なことは不勉強でわかりませんが、劣化というリスクを背負いながらも江戸好みの酒を造るというほど、江戸市場は重要であったということがうかがえます。

そもそも酒の劣化は、酒造家にとって重大な問題でした。たとえば、輸送を担う廻船の人びとは、元来、酒荷物は水物で、積み船を待ち合っていると味が変わってしまうため、積み出しや着岸日数を決めて一日を争って船積みをしなればいけない、そういう商品なのだとしていきます（〔前略〕元来酒荷物は水物二而積船待合候而ハ変味仕候故、積出しより着岸迄之日数を究メ、一日を争ひ船積仕候儀（後略）（『文化十二年八月「砂糖類灘油乾物類鯉節積方一件和歌山表願書之写 比井・日高・富田廻船中より」』『伊丹市史』第四卷、一九六八年）。このように、基本的に江戸時代の日本酒は、腐りやすいものでした。このため、劣化した「変酒」を直す「直し酒」という技術が進化しました。簡単に言いますと、劣化して酸が

強くなりすぎてしまったものに、灰を入れて中和させるといふもの  
です。

直し酒の偽装が行われることもありましたが、上方の十二郷から江戸の問屋に出された願書で、江戸からの変酒の返品が最近多くなり、これをおそらく酒直しした「難酒手入酒」を新酒だと称して江戸に送ってくる者が出てきているので、このような商品は問屋は取り扱わないようにして欲しい、としています（「近年変酒上方え積取候義在之二付、右難酒手入酒二而新酒送り状を以儘積入候仁有之哉二粗承候、何卒已来は右躰之品積下候共、積合御一統決而請私被下問敷様手堅御取締被成下度」〔閏四月十一日 前掲『伊丹酒造組合文書史料集』二〇四〕）。こうした「直し酒」を偽る行為は、江戸向けの薄味の酒造りによってもたらされた事態だったのかもしれませんが。

## 二 摂泉で生産される「釀酒」

### 1 低品質の酒、ブレンド酒—江戸出荷をめぐる調整と不正

こうした酒造りと江戸への流通の状況を踏まえた上で、釀酒に話をすすめたいと思います。まず、摂泉の流通構造を背景とした低品質の酒、あるいはブレンド酒の出荷をとりあげましょう。

流通構造とは、江戸への出荷をめぐる新酒・古酒の調整です。史料三は、伊丹の領主である公家近衛家の家司（けいし）家の庶務をつかさどる者より伊丹の惣宿老・年行事への指示書で、伊丹の酒の流通構造の問題点が見えてきます。一つは、伊丹はもとから新酒を主としているのであるから（「伊丹之儀は元来新酒を専といたし候場所」）、その前までに造った古酒は、とにかく九月三十日までに

積み出せとしている点です。つまり、古酒と新酒というのは値段が全然違い、古酒と新酒を同時に出荷するとまずいので、古酒を全部江戸に送ってしまった後に、新酒を、先ほどの新酒番船で出すという事です。古酒を早く処分しなければいけないという構造になっているのです。

二つ目に、今年には、酒造株で白米十石につき、酒八駄（＝十六樽）造りにせよという指示が出ています。先ほども少し触れましたが、江戸時代においては、年貢米との関係でどれだけ酒造に米を回してよいかということが、全国的にコントロールされました。こうした制約の中で、酒の生産量を調整していかなければいけないという状況にあったわけです。文政七（一八二四）年六月の七郷（伊丹・池田・西宮・今津・上灘・下灘・兵庫）の「酒家中」の申し合せをみますと、酒造家の側でも、去年の造り高の七十五%にするなど、新酒と古酒の流通量の関係、米の値段など、さまざまな状況を見ながら生産量を調整している様子がうかがえます（「江戸酒相庭近來不引合之上、別而去冬已來不位、殊二年造り之分誠不勘定、この姿にてハ迎も相統難出来、甚歎ケ數候二付、諸郷打寄種々相談之上、当申冬造り去ル午年造り高より七分五厘二手堅取極、右二付諸事取締左之通（下略）」〔「覚」前掲『伊丹酒造家史料（上）』、二四〕）。

生産量、具体的には酒造株の制限が厳しくなると、低品質の酒というものが生まれてきます。史料三の最後の条文にある「切手融通」とは、出荷量の権利を相互に売買することで、これが高価になったことが問題にされています。酒造制限の影響でしょう。この

ことが、粗悪な酒の製造につながります。「株貸シ料并切手代余り  
高価二相成候得ハ、自から鹿薄之酒も可致出来候」(丑八月 前掲  
『伊丹酒造家史料(上)』二七)、「近來酒造株并分量切手之融通格別  
高価二相成候故、自然と元(配)着二拘り素薄之酒も可致出来、  
往々酒格を取失ひ候様二成行候而は、却而郷中衰微之基」丑十月  
前掲『伊丹酒造家史料(上)』二八 近衛家↓惣酒家中)と、酒造  
株や切手の高額化にともなう「鹿薄之酒」が出てきます。これは  
少ない米で多くの量を作るために酒母(配)の量を減らし、おそら  
く水を加えた酒を指していると思われます。こうした鹿薄の、粗製  
の酒が出荷され、伊丹全体の信用に関わる(「一郷之響」として問  
題視されたわけです。このように、全体の酒の生産量の問題や米の  
値段といった諸要素の難しい調整の中で、水増しした酒を出荷して  
しまうということがあったわけです。

さらに、古酒と新酒の流通状況によって、ぶち酒もしくは交酒と  
呼ばれる新酒と古酒のブレンド酒が出荷されることもありました。  
たとえば灘の場合、古酒を積みきる前後に、ぶち酒と唱えて、新酒  
に色の濃い古酒を混ぜて古酒のようにして仕立てて出荷する者がい  
るため、古酒の相場が変わってしまい、古酒が売れなくなるとい  
う問題が発生するとしています(「古酒積切前後二至ぶち酒と唱へ、  
新酒二色濃古酒を交セ古酒もとき二仕立積下し候二付、聊之儀二而  
自然と古酒相庭二抱り、末枯之古酒二候所却而下直相成融通難儀、  
終二者上方酒造退転之基と可相成哉と甚歎ケ數候」(「一札」文化十  
四(一八一七)年九月 御影村行事↓上灘御年行事 『灘酒経済史  
料集成 下巻』、関西学院大学灘酒経済史史料編纂会、一九五一年、

二四五)。摂泉十二郷全体でも江戸で「交酒」が問題化したために、  
取り締まりを強化し、制裁について申し合わせを行っています(「先  
年今拾式郷一同申交酒之類江戸表積下之儀不相成候儀者堅規定致有  
之候處、近年猥二相成追々流行之由彼地より毎々被申越不取締之事  
二候、斯成行候而者元來新古共酒相庭二抱り、仲間一同之相統を失  
ひ歎ケ數次第二候、別而御上様に対シ酒法を背候義奉恐入候事二  
候」(嘉永七(一八五四)年十月「拾式郷取締規定連印帳」 前掲  
『灘酒経済史料集成』下巻、二六〇)。同様に伊丹でも、変酒や  
「新酒調合」について江戸の下り酒問屋から通達があり、また味酩  
の送り状で内実は古酒や「新古調合酒」を送っており、抜け荷の処  
罰も受けかねない、という状況でした(「古酒積切後種々名目を變  
古酒追積、或は新酒調合等二而積下り候儀ハ於江戸表入津高員數御  
突合せニも相拘り奉恐入候儀二付、毎々彼地より通達有之」(「勿論  
味酩送り状二而一紙二相加候共、内味古酒或は新古調合酒杯積送り  
候義在之候ハ、御上様え抜荷之廉申開無之」(嘉永二(一八四  
九)年十一月 惣一統連印 前掲『伊丹酒造組合文書史料集』二〇  
七)。高く売れる新酒に古酒を混ぜて古酒に見せる理由は不明です  
が、今のところ、新酒の過剰生産による価格低下を防ぐためにとつ  
た不正行為という可能性を考えております。

## 2 摂泉における偽印、似寄酒―鷹伊丹ブランド

今までみてきたのは、出荷の調整や生産制限に伴う生産地での直  
し酒・ブレンド酒でしたが、次に鷹ブランド酒をみていきましょう。  
まず、生産地である摂泉においても、偽印、似寄酒と表現される偽

ブランド酒が出てきます。

仲間同士で銘柄をどのように管理していたかということについて、伊丹の例をみてみましょう。新しい自分の手印、つまり自分の酒の樽印で出荷する場合は、仲間の年番に申告し、許可を得ることになっていました。史料四は、そのひな形で、墨印と焼印、そして樽数を記すことになっています。実際の届出書も残されています（前掲『伊丹酒造組合文書史料集』一一七ほか）。

このシステムというのは、ほかの生産地でも確認できます。例えば池田の場合でも、帳面に記録してから出荷するという形で、銘柄と出荷数が管理されていました。

ところが、類似の薦印の酒はどんどん出てきます。図1は、大坂で刷られた江戸向けの下り酒の番付で、有名な銘柄が並んでいます。これらの銘柄は仲間公認のもので、さきほどのような経緯で仲間の方に記録されるわけですが、実は同じような薦印が沢山あるのです。たとえば、上段の前頭に伊丹の大和田の「壺」という銘柄がありますが、よく見ると、全く同じような「壺」という銘柄が五つあります。出荷するときには、さらに識別のために個別の焼印が加えられますが、一番目立つ墨印を見る限り、実はあまり区別がないような酒がそもそも出回っているという状況だったわけです。基本的には、消費地の人間にはほとんど識別不可能だったのではないのでしょうか。こうした中で、摂泉、東海地方の中国酒などでも似たような銘柄が結構出てきます。後で触れますが、中国酒の場合には、類印と呼ばれる似た銘柄での出荷が、一般的な商法でした。

これらを何とか取り締まるため、寛保三（一七四三）年、伊丹で

は領主である近衛家に願ひ出て、改めの焼印というものを発行してもらったのです（史料五）。まず、最近伊丹の酒と称して、似たような薦印（「類印」）で各地から江戸に出荷がある（「国々在々より出シ、江戸積いたし候」という状況だと訴えます（傍線部①）。そこで、伊丹の酒造家たちが、近衛家（京都）に「伊丹御改所」という焼印を発行してもらって、これを伊丹のブランドの表示とし、今年の早造りから用いたいと願ひ出ています（②「伊丹御改所と申焼印、当早造より相用候」）。そして、この焼印は「御所様」——ここでは領主の近衛家と解釈しますが——が押している判子と同じことであるので、それは格別に効果があるとしています（尤「御所様御役所之御焼印同前之事ニ付、格別ニ際立候」）。つまり、近衛家の権威の利用によって伊丹のブランドを識別しようとしたわけです。また、これまでは酒屋たちが、個別に自己負担で自分の判子を作って対応してきたが（③「伊丹之酒家中家々焼印多相成候事」、今回の「伊丹御改所」印を近衛家からもらったので、個別の判子は一つだけにするとしています。つまり、そうやって防衛をしていたが、それは効果がなかったため、近衛家の権威ある焼印で乗り越えることにした、ということになります。この焼印は、伊丹市立博物館に現存しております（岩淵二〇一五）。図2は、薦樽屋が各酒銘の薦を控えたと思われる史料から採った「白雪」の図で、「伊丹御改所」の焼印が見えます。これを伊丹産の証明にするという手段を取ったわけです。

ちなみに、池田でも「仲間之印帳」という帳面に酒造家仲間の構成員の印を記録していましたが、同様の似寄酒に悩まされました。



図1 天保改江戸積銘酒大寄大新板 天保11(1840)年 国立歴史民俗博物館蔵  
 類似する銘として、たとえば「壺」は西1段目の大和田のほか、東4段目14(岩本)、西4段目7(横田や)、東5段目3(柴田)、西5段目5(板や)・12(京や)と5箇所確認できる。





図2 白雪の贗印と改の焼印

柚木学「撰州酒樽薦銘鑑(一)」(解説)〔『地域史研究』第4巻第2号、1974年〕より転載

そして、伊丹よりだいたい遅れますが、やはり領主に「池田酒」という焼印を発行してもらっています。池田は幕領ですので、発行は京都代官でした(「近在々にて池田酒酒銘樽印家名迄も似寄に差出候類多分二相成、池田酒造人及難洪候故、無坳右之趣小堀縫殿様(京都代官 寛政元(一七八九)年)文化四(一八〇七)年在職)御役所へ奉訴候処、段々御札之上池田樽荷物御焼印惣酒造人え壺丁宛被下置難有御儀」(池田酒家用秘録「酒史研究」七、一九八八年)。

ところが、結局、不正はやみませんでした。そこで伊丹ではどうしたかということで、史料六をご覧下さい。今度は、いわゆる触流、つまり幕府に禁令を出してくださいと酒造家の仲間が頼むわけです。この場合には、領主の近衛家を通して頼みます。最初の傍線部①ですが、「外々」で紛らわしい焼印を使っている者もいるので、発見

したら今までは話し合いで済ませてきた。ところが、近年になってこうした者が非常に増え(「近年数多相成」)、売値段に響くので何とかしたい、としています。さらに②では、近衛家から出してもらった権威ある印鑑「伊丹改之焼印」に似た焼印を使わないように触れてほしいとしています。つまり、近衛の焼印を偽造した贗酒が流通していたわけです。こうしたことを、「諸国酒造稼之者」や、酒問屋・仲買たちに触れて流して欲しい、と願い出たのです。基本的に幕府は民事には介入しない方針でしたので、全国触は流さないといい結果に終わります。けれども、今後は、似たような焼印を使っているものや、紛らわしいものがあつたら、それを差し押さえて、伊丹の酒造家からその筋へ申し立てるのは勝手だということで、取り締まりの根拠を得るということになりました(③)。

文化十二(一八一五)年から十三年には、今後伊丹の酒造家の内部も取り締まるよう、近衛家から二つの取締の指示が出ています(史料七)。まず、抜け道のようなのですが、伊丹の酒造家が他領に出店して酒を造り、伊丹で造ったとして出荷しているという事態が対象でした(「他領へ出造之者とも」)。他領であれば別途新たに酒造株がもらえるのがメリットだったわけです。しかし、これでは近衛家側には何ら税収が入らない上、「伊丹」産の生産量が増えて、価格にも影響を与えることが予想されます。もう一つは、伊丹の酒造家の江戸店にあたる問屋に対するもので、他国で生産された酒で似たような印や、偽装の印があるものは取り扱わず、伊丹の本家に連絡するように依頼しました。

では、摘発例から贗酒の実態をみてみましょう。まず、最初の製

造・出荷元の摂泉での摘発の例です。天保三（一八三二）年十月には、西宮座の雑喉屋吉兵衛が、「伊丹出店」という焼印で江戸に荷物を送っていたことが発覚し、伊丹の仲間に詫言を入れていきます（「江戸積下し酒荷物」伊丹出店と申焼印相用ひ候段相頼御公辺へ御届二も可相成所、格別之御勘弁ヲ以右焼印相渡相託申候所、御聞濟被下千万辱奉存候、依頼似寄紛敷焼印一切相用間敷候」（西宮座古屋久左衛門・組合之内雑喉屋吉兵衛↓伊丹酒家年行事御衆中 前掲『伊丹酒造組合文書史料集』一一〇）。

さらに、伊丹の出造りの摘発例も見ておきましょう。文化十四（二八一七）年十一月には、丸屋清三郎ほか八人が、他領での出造り分について、薦印と酒造家ごとの識別のためと思われる「小焼印」を似せたものを江戸に出荷していたことを近衛家の家司から注意を受け、詫言を入れています（「於他領酒出造いたし罷在、伊丹酒樽印酒銘小焼印等迄似寄紛敷仕拵、江戸へ積廻し候積不少」向後右体之義無之、正路二仕可申候事」（『東京市史稿 産業篇』四九、二〇〇八年、四二九〜五〇頁）。出造りについて、伊丹の中でも違反者がいるという状況だったわけです。また、嘉永二（一八四九）年十二月十八日、津国屋要助が、伊丹郷町の北隣の天津村（旗本領）で所持していた酒造蔵が質流れになったため、伊丹郷町内の中少路の明蔵に道具と残酒三十五駄を預け置いていたことが発覚します。とくに樽に焼印を押していたことが問題にされました。伊丹酒と偽って出荷する疑いをかけられたということでしょう。結局は焼印の文言が伊丹の改印とは異なるということで処罰はなかったのですが、グレーゾーンといえますか、やや怪しい事例です（全御当

郷之御印ニ爲紛売買々可仕所存ニ而は無御座、御焼印場ニ本家正真と申焼印相用申候義ニ御座候」（『乍恐書付ヲ以御願奉申上候（紛らわしき焼き印使用につき詫言状）』前掲『伊丹酒造組合文書史料集』七八）。

次に、下り酒問屋、つまり、江戸の荷受けのほうでのチェックを依頼するわけですが、この結果、発覚した一件が文化十四年の史料八です。「劍菱」が三つあったりと、銘柄もまさに似印ですが、注目したいのは、四角で囲まれている改印です。本来は「伊丹御改所」なのですが、「伊丹制改所」、「伊丹出店」、「伊丹造」、「伊丹店至改」といった実にもっともらしい文言を用いた巧妙な焼印の偽造が発覚したのです。そして、これを造っている連中は実は灘の有力な酒造家でした（柚木一九六五、『新修神戸市史 歴史編Ⅱ』（一九九二年）より特定）。たとえば、最初のほうにある嘉納彦右衛門は、「白鶴」や「菊正宗」を造る御影村の嘉納一族の一家ですが、ちょうどこの三年後に店を畳むので、経営の悪化による不正行為だったのかもしれない。また、魚崎村の赤穂屋（雀部）市郎右衛門、赤穂屋三十郎ですが、とくに前者は村内で最大の生産量を誇る酒造家でした。酒造家の仲間内の新興勢力の中に、偽焼印を用いて売っている者がいたのです。

この江戸の下り酒問屋による摘発でもう一つ注目しておきたいのは、実は、再三督促をしても江戸の問屋が上方の酒造家への摘発の報告を送らなかつたという点です。やはり新興勢力である今津の小倉屋喜兵衛の酒荷物が、「壺印」の似印で、偽造した類似の焼印「伊丹郷改所」を用いていたことが江戸で発覚しました。この際に

は、江戸の下り問屋がこれを「見損し」ていたとして、近衛家の役人にわびを入れています（文化十五（一八一八）年三月）文政元（二八一八）年六月『東京市史稿 産業篇』四九、五三二（三四頁）。このように、下り酒問屋が、実は摘発に積極的ではなかった点にも注目しておきたいと思います。

### 3 他産地と江戸における「醸酒」生産

これまで摂泉、つまり、同じ仲間内やその周辺の醸酒を見てきましたが、最後にその他の産地や江戸における醸酒を見ていきたいと思えます。

まず中国酒、つまり、東海地方のお酒ですけれども、これは、先ほども申しましたように、類印商法という、似たような商品を作るというのが一般的でした。先行研究によりますと、江戸の問屋が、上方の下り酒のブランドが品薄になったときに、東海地方の酒造家に「劍菱」を送ってくれという注文が来るという、そもそもの取引関係としてこの商法が成立していたようです（篠田一九八九、『平田町史』（一九二六年））。

知多の酒造家盛田家―これはソニー創業者の盛田昭夫氏の実家なのですが―の天保期の「酒之帳」・「判取」には、白菊一二三・五太、若松一三〇駄、老松四七・五駄、捏々一六一駄、松白鶴九七・五駄、ほかしら玉・嶋・よし野、白雪などがみえます（岩淵一九九六）。いまあげた銘柄というのは、全て下り酒の銘柄で、こういうもので商売しているのが、基本だったようです。

それから、地廻り酒で造られる醸酒がありました。さきほど見ま

したように、地廻り酒自体、あまりシェアは占めていないのですけれども、ここでは天保三（一八三二）年に酒造をはじめた笠原村（現埼玉県鴻巣市）の常盤屋藤兵衛の例をみてみましょう（岩淵二〇一一）。たとえば、常盤屋の銘柄に「太 別造」とあります。「別造」つまり、別造りということ強調するのは、結局、伊丹の有名な銘柄の類似銘柄だからです。さらに常盤屋の文書の中には、「正宗」の請取状がありました。これも「新樽 正宗」と微妙な文言の追加をしています。似印でしょう。この「新樽 正宗」十駄の受取状を、小西孝兵衛という人物が常盤屋に送っています。最近特定できたのですが、この小西の同姓同名の人物が明治二十五（一八九二）年の『商工人名録』で「酒類問屋」（京橋区南新堀一ノ八）として出てきます。江戸時代の業態ははっきりしませんが、他の「酒類問屋」に江戸時代の地廻り問屋の末裔がみられることから、おそらく下り酒の仲買・小売で地廻り酒問屋だったと推測されます。請取状は、八月の日付なので、新酒が切れてきたときに、多分、この常盤屋の「新樽 正宗」をうまく使ったのだらうと思われま

す。さらに文書の中には、地廻り酒問屋からの「無印」酒の受取状が複数見られました。「無印」は、仕入れた問屋が何かの銘柄の薦をまとわせて捌くのでしょうか。醸酒が江戸で「生産」されていたのです。

そして、一番この常盤屋で驚いたのは、直し酒のバリエーションの醸酒です（岩淵二〇一一）。さきほど申しましたように、劣化した酒を直す酒直しは、江戸時代には非常に重要な技術でした。学習院大学史料館の丸山さんも史料紹介をされています（丸山二〇〇

一)。また、直し酒の延長に「名酒」と言われる、いわゆる薬酒や果実酒のようなものも造られました。これらはいわば「正しい」酒直しですが、この常盤屋に残されていた「酒造伝書茶仕立覚」(明治三(一八七〇)年)には、「通常の酒直しと並んで、とんでもない直しが記されていました。たとえば「極上白雪薄色造 十味」。これは、蛎殻の灰や石香、胡粉といったアルカリ性のもののほか、マグネシウムとか、唐茴香とか、唐木瓜・細辛・胡椒といった香辛料を十種類交ぜると「白雪」になるといったものです。同じく「極上銀菱飛天製造 十六味」など、特定の銘柄を示したものが二十種ほど書かれております。そして、実際に江戸の薬種問屋からの領収証も残っており、江戸時代の段階でそうした薬品を買っていることも確認できます。実際に江戸へ積み出されたのはわかりませんが、そういったかなり際どいものが造られていたのです。

最後に、江戸での偽装の例として、文政三(一八二〇)年の尼屋一件という事件をとりあげたいと思います(史料九 詳細は機会を改めて論じたい)。事の発端は、江戸で灘の酒を伊丹の酒として売っているという情報があるので調査してほしいという、江戸の仲買から下り酒問屋への依頼でした。さらに詳細は不明ですが、下り酒問屋仲間が相談しているところに投げ込まれた告発文(「落文」)がきっかけとなって、調査が進みました。これは、おそらく内部告発だったでしょう。

調査の結果、深川碗蔵あたりに住む倉橋屋伊兵衛(伊助)という人物が浮かびあがってきました。伊兵衛は「直しや」(酒直し屋)で、下り酒なども扱い、江戸外に酒を卸売りすることもありました

(「余精二在々へ酒卸売致」「直し酒商売仕候二付、下り酒等も取扱売買いたし罷有候所」(小西新右衛門文書二二八一―二二八二))。この人物の兄は、尼崎で酒樽の薦を作る荒物屋であった倉橋屋伊右衛門でした(文化十五(一八一八)年三月「仲間取締一件」(「尼崎市史」六、一九七七年))。

伊丹の酒造家仲間への報告書(史料一〇)によりまずと、伊兵衛の口は実に巧妙でした。薦に菊や「老印」(老松か)・壺、時には白雪などの銘柄を印し、「伊丹御改所」の贋焼印を押ししていたのです。これが「誠二寸分違ひ不申」、つまり本物と全く違いがなく、江戸の仲買のみならず、偽造された酒造家が江戸で経営する下り酒問屋でも区別がつかなかったというのです。薦は尼崎から(おそらくさきほどの兄伊右衛門から)直接輸入して仕立て、深川で地面をごろごろ転がして少し古い感じにしてみました。薦は摂泉の酒造家が使っているものと同じですから、こうするとますます識別がつかないわけです。結局、この贋物を見破るポイントは、改印の「伊丹御改所」の「丹」という判子の両側が少し欠けて「円」のようになっているところだけだったといえます(岩淵二〇一五)。実に巧妙な贋酒が、江戸の直し酒屋によって「生産」されていたのです。報告書では、伊兵衛は兄が亡くなったために相続で帰国したとありますが、実は伊兵衛本人は、尼崎で酒造株一二〇〇石を所持していました。そして、この一件の三年後の文政六(一八二三)年七月に上灘の醸造家に譲渡しています(石川二〇一〇)。伊兵衛が江戸で商売を始めたのは「近年」ということです。経営の悪化を補填するために、江戸に贋酒を「生産」しに来たのかもしれない。薦

樽の中身が直し酒のほか、自身が尼崎で造る酒もあったとすれば、まずまず識別は難しかったでしょう。

結局、伊兵衛は仲間より商売停止となりました。しかし、伊兵衛の「菊」を三十二駄半も仕入れていた事が発覚した下り酒問屋溜屋久右衛門は、いったん仲間から外されますが、もう一度人会金（為仲間雑費銀子百枚）を払って「新規仲間加入」としてふたたび仲間へ戻っています（小西新右衛門文書二二八一―五）。中国酒や地廻り酒の発注などから考えて、実際には下り酒問屋たち自身も、在庫の状況によってこうした贗酒の生産・流通にかかわっていた可能性は高いでしょう。そう考えると、さきほどの下り酒問屋の摘発の取り組みの鈍さも理解できます。

### おわりに

最後に、消費者の側の史料も少し見ておきたいと思います。文化二（一八〇五）年に儒者海保青陵が記した「東鑑」には、江戸の酒・醬油の記述が出てきます（岩淵二〇〇八）。この書は、初めて参勤交代で江戸に勤務する友人の加賀藩士に江戸での生活の注意事項を記したもので、直し酒という酒の存在を指摘し、とにかく安い酒を買って必ず腹を壊すので、一升百二十錢くらいの酒は絶対に飲むなと警告しています（一升百二十錢など云ふは決して石灰たんと入りたる毒酒也。二匁少し内外にても石灰は是非入る也。三匁内外でなければ決して用ゆべからず。）。ただ、最後のオチが面白くて、ただし江戸の人間は普通に呑んでいるから、江戸のお腹になつたら大丈夫だと書いてあります（江戸の腹になり上りたる上

は成程なんでもよき也）。こうした酒が庶民の酒だったのでしょう。また、裏店の収支がわかる史料としてよく知られる嘉永元（一八四八）年『柳庵雜筆』——よく引用される「文化年間漫録」は原文ではありません——では、野菜を商う棒手振が一日歩いて稼いで帰宅し、必要なお金を除くと残るのがわずかに百文とか二百文、これを酒代に充てようか、風雨で仕事を休まなければならない時の備えとして貯えようか、と悩むという話が出てきます（岩淵二〇一四）。

最初にご紹介した高崎屋のプライベートブランド「江戸一」ですが、実は幕末の番付には伊丹産（伊丹 江戸一 高長名酒）（年不詳「銘酒つくし」、東京都立中央図書館蔵）として掲載され、さらに「上 富士西店 江戸一」（安政六（一八五九）年「銘酒問屋鏡」、同所蔵）と「白雪」で有名な伊丹小西家の江戸店の一つ（富士西店）の扱いと喧伝されています。酒の場合、醸造家の支店といつても独立性が高いので（柚木一九六五）ひよっとすると、伊丹小西家の江戸店であれば、生産されているのかもしれない。もちろん、その中身は不明ですが、下り酒問屋とうまく運動して造っているという可能性もあるでしょう。

こうしたことを考えますと、江戸の庶民が飲んだのは、実は直し酒だったのかもしれない。落語などでブランド酒を飲む話が出てくることがありますが、果たして表示通りの生産者が造ったブランド酒を飲めたのかは非常に疑問です。

本日は、江戸の贗酒を見てまいりました。贗商品というのは世界共通で、かつ、ある意味では、超時代的な問題でありますけれども、当然ながら、地域や時代によって当該の社会に規定を受けています。

その意味では、今回の江戸の贗酒の問題には、日本近世、とくに十八世紀後半から十九世紀の社会が投影されていたかと思えます。

まず、江戸時代においては、石高制というのはやはり重要で、年貢米との関係で、酒造株という制限があり、酒造高も全国で制限されていました。

一方で、都市では酒の需要が増加し、低価格の酒を求める裏店層が登場します。情報の発達によって、ブランドも確立します。生産地では、火入れ技術や、後進地である灘の寒造りへの集中など、技術が進歩しました。そして、これを運ぶ海運というのが発達します。この時期で言えば、檜垣廻船と樽廻船以外の舟運が成長し、中国酒は地域廻船である知多廻船という、いわば周縁的な存在がそれを選んでいきます。

こうした中で、贗酒が生み出されるわけですが、その取り締まりについては、権力は直接には対応せず、社会集団の中での摘発、制裁という形で展開します。仲間の結束、仲間内の統制と、仲間外の者の阻害は表裏のものでした。贗酒の作り手は周縁的な直し屋であったり、あるいは中国酒や地廻り酒など後発の酒造家ということになります。ただし、こうした者たちと仲間が無関係ではないところが現実だった点も重要です。

近衛家など、生産地の個別領主の動向は、あまり今回は見えませんでしたけれども、それを今後の課題としたいと思っています。

最後にせつかくの機会ですので、少し話を広げて終わりたいと思います。今回扱ったのは、現代で言いますと、ブランドと食品偽装の問題かと思うのですが、私は、贗物というものを糾弾するのでは

なくて、贗物をめぐる人間や社会を読んでいくことを心掛けたいと思っています。

例えば、経営史では、ブランドというのはマーケティング戦略であり、その前史としてのブランド史が語られます。また、法学では、法の問題が議論されます。こうしたアプローチが重要であることはもちろんですが、文系軽視の最近の風潮の中で、文系でもこうした実学ばかりが優先されがちのように思います。しかし、実学では解決しない人間の内面や在り方を探ることは、いうまでもないことです。私は、絶対必要だと思っています。

今回、贗酒と申しましたが、実は、史料用語では登場いたしません。冒頭で紹介した東京大学総合研究博物館の展示『真贋のはざま』の図録（西野二〇〇一）によれば、結局、贗物の決定に大きな意味を持つのは、社会通念であります。その基準というのは、何かと似ているか、という類似性を前提に、それが社会制度から逸脱しているか、そして悪意があるか、という三要素で、偽物は時代・社会によって可変的であるとされています。

今回、贗酒を生産者や内容表示と中身が異なるものととらえ、生産者の偽装（ぶち酒、贗印）、後発の生産者の偽装（贗印、類印）、下り酒問屋の偽装をとりあげました。これを三つの基準に照らして考えてみますと、類印とか似寄印といったフェイクというものは正統な経営の障害につながる、改印の偽造というのは権威の軽視、ブランド酒（ぶち酒）や変酒、贗銘柄の直し酒は本来の中身と違うので全体の信用にかかわる、ということになります。いずれも確かに偽造といえ偽造なのですが、実はいずれも成分が異なるまったく

違う液体であるということではありません。

江戸時代、日本酒醸造の技術は画期的に進歩しましたが、今日ほど味が安定していませんでしたから、ブランドといっても、その味の厳密な本物というのは確定してないと思われまます。となりますと、そもそも何が本物なのかということになりますから、釀酒というものは実はなかったともいえるでしょう。本物と贋物というのは何なのかという問題です。

少し話は飛びますが、近年、生産者やメーカーの表示の信用が後退し、結局ブランドを買うという状況がまま見られます。技術が安定してブランドが確立し、社会的な制度や規範が成立しているという点ではまったく異なりませんが、江戸時代の状況とある程度通底する部分もあるのではないのでしょうか。つまり、偽装とブランド信仰という、伝統、というものが言えなくもないのではないか、ということとです。今日でも偽装は日本で多発していますから、決して特定国を批判して日本を美化することも虚構だと思っております。

今後、考えたいのは、日本における商標条例（一八八四年）がどのような経緯で成立するかということです。実はイギリスで虚偽表示を禁止する商品標法が制定されるのは一八六二年、商標登録法の制定が一八七五年です。アメリカで商標登録に関する連邦法が成立したのは一八七〇年です。こう考えると、日本の商標条例は世界的に見て著しく遅いものではないのです。おそらく、海外への輸出の問題が背景にあると思いますが、前近代における商人相互の信用形成や社会通念がどのように関わってくるか、という点は重要かと思えます。この点については、今後、また勉強していきたいと思つて

おります。ありがとうございました。

#### 引用・参考文献

- 石川道子 一九八八 「酒銘と似寄伊丹酒」『地域研究いたみ』一七  
 石川道子 二〇一〇 「尼崎城下の江戸積み酒造家」『地域史研究』一一〇  
 市古夏生 二〇〇五 「近世における重板・類板の諸問題」『江戸の出版』、  
 ぺりかん社
- 岩淵 一九九六 「江戸住大商人の肖像・場末の仲買 高崎屋の成長」斎藤  
 善之編『新しい近世史』第3巻、新人物往來社
- 岩淵 二〇〇八 「江戸勤番武士が見た「江戸」——異文化表象の視点から」  
 『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四〇集
- 岩淵・青木隆浩編 二〇一一 『資料で酒を味わう…生産と消費から』歴史研  
 究の最前線、Vol.3、総研大日本歴史研究専攻・国立歴史民俗博物館
- 岩淵 二〇一四 「江戸の裏店の生活を示す『柳庵雑筆』」『週刊 新発見！  
 日本の歴史』三〇
- 岩淵 二〇一五 「似寄酒・贋酒」『大ニセモノ博覧会』国立歴史民俗博物  
 館
- 宇佐美英機 一九九七 「近世菓舗の「商標・商号権」保護」『滋賀大学経済  
 学部附属史料館研究紀要』第三〇号
- 神戸税務監督局 一九〇七 『灘酒沿革史』
- 篠田壽夫 一九八九 「知多酒造業の盛衰」『社会経済史学』五五（一）
- 西野嘉章編 二〇〇一 『真贋のはざま—デュシャンから遺伝子まで』東京  
 大学出版会
- 丸山美季 二〇〇一 「史料紹介」酒の直し方伝授書『学習院大学史料館  
 紀要』第一一〇
- 山本英二 一九九〇 「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」『関東近世史研究』  
 二八

柚木学 一九六五 『近世灘酒経済史』 ミネルヴァ書房

柚木学 一九七四 『摂州酒樽薦銘鑑(一)』・『摂州酒樽薦銘鑑(二)』 『地域史研究』 一一・一二

柚木学 一九七八 『摂州伊丹酒樽銘鑑』 『地域研究いたみ』 八

柚木学 一九九二 『近世伊丹酒造業の發展と小西家』 『伊丹史料叢書』 伊

丹酒造家史料(下)』

〔付記〕 講演後、一八八四年の商標条例制定と近世の慣習の交錯に

ついて、考える機会を得た(岩淵「偽物をめぐる近世と近代―商標条例をめぐって―」、『まちのしるし』しるしが語る土浦の近代

―)、土浦市立博物館、二〇一六年)。併せてご参照いただければ幸いです。

〔史料〕 傍線・( ) 内の記述は筆者による

史料一 (宮川政連「俗事百工起源」『未刊隨筆百種』第二巻)

文政六七(一八二三・二四)年の頃、新川に酒積込みし処、其内無銘の酒夥しく有りしかど、銘なければ買ふ人更になし、爰に本郷追分に酒肆高崎屋長右衛門と云へるもの、此酒を残らず買入れて、此酒に面白き銘を号ん事を、予が生父理齋翁の友なる馬島氏(瑞園、書家、会津藩金杉邸住)に酒銘を授びくれと乞ひしかば、家翁(筆者の父、志賀理齋)馬島子に代りて筆をとつて、

○江戸一 その文

ことし新製の酒あり、これが銘乞はれけるにぞ、直様左の如く記し送りぬ(中略)、それ一ツは万物の始なり、是れ此の酒を売り初めてより、日にまし夜にまし月にまし益々売ます買ますとて、升のはかりも限りなく酒の誉れも惣録にて、跡引き上戸の長長と店繁盛は幾よろづようもう酒と祈るものなり、

狸々も酒のうまみは江戸一とのめや唱へや汲めやくめくくくくく

此文によりて江戸一と号けて売はじめし所、存の外評判宜し、そこでも江戸一、彼所にも江戸一くくくくと云ふ、今は酒のみならず、醤油にも江戸一ありて高崎屋の別製とはなりぬ

史料二 (天保十四年閏九月 『伊丹酒造組合文書史料集』三四)

(前略) 此度十壹郷酒造屋共江戸廻酒之義申年以前迄之送り方



を以味濃ニ吟造之造立被為仰渡、一同承知奉畏候、然ル処近来江戸表人氣色白イ辛口之酒相好候趣、毎々取引先より申越候ニ付、銘々於手元上米類を買入、尚又白米等も相吟、又ハ為足持（「火落ち 劣化」）焼酎差加へ仕込致候故、自然と味薄ニ相剛候訳も有之、且ハ味濃ニ造り候而ハ自から甘口相成望手無數、味濃之功無之、辛口造り捌方宜敷、依而味薄造ニ仕候得共（中略）江戸入津之上右等之内より變酒出候趣近年ハ多分有之候ニ付、一統渡世難相続キ相成、歎ケ敷奉存候、且当冬造之義銘々可相成丈味濃之造方可仕候（後略）

史料三 （伊丹資料叢書 8 伊丹酒造家資料（上）、一九九二年、

二三）

（包紙）

（朱書）

文政四辛巳年六月惣宿老中并年行司中江酒造一件被仰渡書」

覚

惣宿老中  
年行事中

一、御家領伊丹之儀は毎々被仰渡候通酒造肝要之場所ニ候処、近年打続江戸積込酒多分故歎下直ニ而、酒家一統可及衰微様子、既ニ当年も至此節候而も直段下直之由、其上江戸店より以文通申越候趣早速被申登、於京都も彼是御評議有之候処、伊丹之義は元來新酒を專といたし候場所之処、追々古酒積後

レ候ニ付、当配酒配入等も自ら相後れ、時候ニ相背之義ニ成行候、當時ニ而も江戸直段不相進候故、船積之処相見合居候旨相聞、右之段は不無理事ニ候得共、相見合居候而は段々後れニ相成、又々当冬当酒配入相後レ時節を弛れ候間、何分ニも追々積出し、当九月卅日迄ニ急度積切可申事

一、当冬酒造高之儀は前条之通直段賤、其上江戸店よりも実意を以申越候義ニ候得は、旁以造高之義株白米拾石ニ付、酒八駄造ニ被 仰付儀、当年之処大切之場所ニ候得は、深御勘考之上右之通被 仰付候義ニ候間、心得違無之様吃度相守可申事

一、配入之義も時候ニ後れ不申様致度候、近年伊丹酒之内鹿薄之酒も有之哉ニ候得は、精々丹誠仕、鹿薄之酒造申間敷候、此等之義は一郷之響ニ相成、自ら直段も他所より相劣候様ニ成行、衰微之基たるへく候、自然衰微ニ候得は、於御上而も自ら御手支ニ相成候間、心得違無之様吃度相守可申事

六月

左兵衛  
勘解由

右之通御家老中被仰渡候事

史料四 「伊丹酒造諸式之扣」（『伊丹市史』第四卷、一九六八年）

新印出シ候時、年番江書付之事、  
乍憚以書附御断奉申上候

□墨印にて

□焼印にて

右之通手酒樽印シ相用、津出し仕度候、御聞届被下奉願上候、  
以上

年月月日

酒家御役人様

何屋何兵衛判

史料五 『伊丹酒造家資料(上)』一八二

〔御改焼印初書留〕

酒荷物御改焼印之事 留書写

一、近年伊丹酒と称し又類印抔多国々在々より出シ、江戸積い、  
たし候故、伊丹酒家中京都江御願申上、伊丹御改所と申焼印、  
当早造より相用候、尤 御所様御役所之焼印同前之事ニ付、  
格別ニ際立候、近比諸方偽り酒多出候故、伊丹之酒家中家々  
焼印多相成候事畢竟無用之費成事ニ付、申合せ、当秋より御  
焼印と自分焼印一ツは勝手ニ用候苦ニ相成候

寛保三癸亥年当役北河原助五郎・上嶋八郎兵衛也

史料六 『伊丹酒造家資料(上)』一八六

此御書付は、先達而御殿より御印之儀ニ付、関東へ御願込被  
遊候御返事、御所司代より伝奏方へ向有之候写書也、其元御  
心得ニも相成候様ニ存、内々差下し申候、熟覽可被致候  
近衛殿家領摂州河辺郡伊丹之儀、酒造を産業ニ致候者多く有之

候ニ付、伊丹酒造改之焼印遣し有之、取締も宜候処、外々ニ而  
紛敷焼印相用候者有之、見請候へは及対談爲済来候所、近年数  
多相成、関東ニ而伊丹酒相混候哉、直段合ニ相響、酒造稼之者  
難渋いたし、おのつから収納ニも障候様相成候間、伊丹改之焼  
印ニ似寄候焼印不用様、諸国酒造稼之者・酒問屋・中買共へ触  
流有之候様被成度段、右家司書付并願書差出候様、先達而被差  
越候ニ付、則関東へ相達候之処、諸国触流之義は難被及御沙汰、  
向後似寄候焼印相用紛敷品も有之候ハ、差押へ、伊丹酒造人共  
より其筋へ申立候義は勝手次第之事ニ候間、其段可相達旨、年  
寄共より申越候間、近衛殿江相達可被成候事

八月

右御文言之中ニ有之候家司とハ御殿(近衛家)御家老、年寄とハ御老中之御事也

史料七 『似寄酒樽一件に付き口達』(『東京市史稿 産業篇』四九、

二〇〇八年、四二七、九頁)

〔六〕丑(文化十四年)十二月十二日出ニ申遣候下書〕

一筆致啓上候、甚寒之節、弥御堅固ニ御勤被成珍重之御事御座  
候、当方無事罷暮候条、乍慮外御安意可給候

一、似寄御印之儀ニ付、先月十一日出之御返書其砌相届被申越  
候旨、逐一承知致候、且又其節年番方へ御状被差上候処、折  
節御代官様御下向ニ付、年番方より室田様へ之御状被差上候  
処、先相納候趣御座候、此段宜御承知可給候、

一、此頃御当役方より御招ニ付、此方共罷出候処被仰候ニハ、  
先日御上京之砌御代官様方より左之通御口達有之候、

一、今度御改御印似寄紛敷焼印在之荷物及見候ハ、押へ置其筋へ可申出旨、江戸表より御殿へ御通達有之候事、  
一、他領へ出造之者とも似寄セ印仕間敷旨、今度御殿より以書附被仰渡候事、

一、他領酒造家より御改御印似寄并二伊丹出店等之焼印在之候荷物請弘致間鋪事、

右之趣江戸店支配人共へ心得違無之様、店持主人より申遣候様被仰渡候旨御当役方御演舌御座候、右二付、早速此方共打寄相談候処、何分是迄も申入候通被仰附候儀ハ不軽御儀候へは、於御地少々二ても兎略有之候てハ此方共難渋相掛迷惑存候間、何卒被申合堅被相守候様偏頼入存候、

一、前段御代官様御下向之砌、別紙之通被仰渡之旨御当役方より御沙汰有之候二付、此度為心得別紙封入差下申候、御熟覽可有之候、先は右申入度如此御座候、恐惶謹言、  
十二月十二日

小西利右衛門殿  
坂上伝右衛門殿  
加勢屋利右衛門殿  
紙屋宗八殿

坂上屋八左衛門  
加勢屋四郎三郎  
小西新右衛門  
大鹿屋吉右衛門

追啓申入候、御地山田出店之儀も此方共店同様当所出店之儀候得は、御殿御用之儀も同様被相勤候様御申込有之可然様存候、先方若辞退有之候共、承知被致候様、強て御頼込有之度候、此段乍序申入候、以上、

史料八 偽焼改印の摘発（『東京市史稿 産業篇』四九（四三一）三二頁）より転載）

○海峯書  
「五十一年十一月十一日出、別紙」

似寄焼印之控

伊丹制改所

摂州灘御影

丸

嘉納 彦右衛門代  
同彦 四郎

伊丹店改所

摂州大石

◇

木屋 市左衛門代  
鍵屋 忠 助

伊丹造

摂州神戸

本広

竹中 五兵衛代  
松屋 四郎太夫

伊丹出店造

摂州今津

伊丹出店

摂州魚崎

壺

赤穂屋 市郎右衛門

伊丹造

摂州神戸

八椽

竹中 五兵衛代  
松屋 四郎太夫

伊丹出店

摂州青木

◇

松田屋 次左衛門

伊丹出店造

摂州今津

玉録

今津屋 仁 兵衛

秘王

今津屋 仁 兵衛代  
倉屋 甚 太夫

伊丹店至改

撰州御影

千両

信田 七 兵衛

伊丹出店

撰州御影

木村 喜 兵衛

伊丹合出店

木屋清藏船二在之

壺

大坂

炭屋 吉右衛門

右之通御座候。已上。

似寄焼印図名前書上げ小西新右衛門家文書  
伊丹市立博物館寄託

史料九 尼屋一件 (似寄焼印酒売買取調へ次第書) 小西新右衛門  
家文書一九二)

一筆啓上仕候、暖和之節ニ御座候処、先以其御地御一統様御揃  
益御機嫌克被遊御座恐賀至ニ奉存候、随而当方銘々共無事相動  
候間、乍憚此段御休意被遊可被下候

一、正月下旬之頃伊丹御改所之贖焼印付キク◇付ニ墨ニて至  
(致力) 小印有之荷物中買手先へ相廻り候風説有之候ニ付、

御大切成御印之義難捨置、何卒手懸も御座候ハ、相調可申と  
蜜(密)々心懸候得共、碇と証拠見極候義も無之候所、二月

二日売人參会茶屋伝五郎方二人不知落文有之、其文言ニ者

一、酒問屋仲間内ニ灘酒或者北在酒を以伊丹御印付荷物ニ仕  
立替、取扱候仁有之候間、早々評議可然ト申候趣ニ相認有

之候ニ付

同三月

同三日売人月並參会ニ寄候於席、右書付行事始一統及評義ニ候  
得共、是迎も証拠無之、且二者不輕一件ニ候得者訴迎も存より  
申出候仁も無之、先右書付売人行事預相成候、然処贖荷物出し  
候ものハ深川辺ニ有之趣ニ粗相知レ候ニ付、内々相調候処、深  
川ニ而俗ニ碗(椀)藏と申所ニ喜兵衛店尼屋伊兵衛と申者有之、  
篤と相調候之処粗相訳申候ニ付、右伊兵衛義者家主へ預ケ置、  
銘々共ハ其夜打寄内々談合候所、右荷物伊兵衛方何方へ相捌  
候義や難相訳候ニ付、明朝呼寄可申談との事ニ相成候

同四日伝五郎方へ右伊兵衛呼寄、伊丹店中より相調候処、右伊  
兵衛申口ニ者、同人元來撰州尼ヶ崎にて倉橋や伊右衛門と申酒  
造渡世致居候ものニ而、近來酒不引合ニ付右商売相止、兩三年  
已前御当地へ罷越酒問屋懇意之方ニ暫同居致候中、外ニ問屋衆  
中懇合も出来候ニ付、當時深川住宅致直シ酒渡世致居、其余情  
二者在々へ酒卸売致居内不図存付右贖荷物売渡義ニ御座候所、  
此度御聞出しニ預恐入候、何分御改焼印用候段幾重ニも御詫申  
上候間、何卒御内々ニ而御聞濟被成下度旨達而相詫候得共、何  
分御印之義者不輕趣意敷敷申聞、贖焼印之義ハ銘々共へ取上置  
種々相談仕候中手ヲ廻し、右疑物之酒荷物キク印新古とも片馬  
ツ、中買ニ而買取、出所相糺候所、仲間溜屋久右衛門殿之由相  
知候ニ付、不得止事仲間年寄衆へ右之趣相届候所、年寄衆答ニ  
も不輕義、且ニは右体之義伊丹表へ相聞へ候而者仲間一統之面  
目ニも相抱、且御公辺御達ニも在之候而者後日御答之ほと恐入

候御事、即座ニ返答難致、明日惣参会之上評議可致旨被申候ニ付、右之趣伊兵衛へ申入、其日ハ為引取候事

同五日仲間惣参会ニ相成候処評議取々ニ候得共、何分不輕御印用候段一統ニ恐入候義ニ付、相談治定致兼候、右久右衛門殿不正荷物売買之(被力)致候義ハ明白ニ相頭候得共、仲間作法ニ致候ハ、家之滅(滅)亡ニも相成候故、容易ニ誰可申出候ものも無之、尚又外問屋中ニも右伊兵衛へ加談之上、不正之荷持取扱候ものも無之哉と、是等之義蜜(密)々相調候得共、有無礙と仕候事も無之、先隱(穩)便之取斗ニ致度含而已相見へ申候事

同六日定出状相仕舞、尤内々此取申上置候後打寄相談ニは、此度仲間へ申出候義ハ不輕義ニ付、若哉隱便ニ為相濟候後方々一御殿合御沙汰有之時ニ者、銘々共ハ不及申、上方之家主不調法ニも可相成、如何様之御察斗可有之義も難斗義ニ候得は、不行届無之様申談、尤此上之趣意相立候様仲間へ申出置候事

同七日惣参会於席老分分被申出候者、此度尼屋伊兵衛義始末如何取斗可致哉、組々合入札可致様被申候、尤溜屋久右衛門義ハ仲間取捌いたし候上、若伊丹合御殿へ御達ニ相成間敷や、公難之程伊丹店合此所謂合候書付ニ而も請取候上、此度之義取捌可致旨被申出候得共、銘々共尙更公難之義相恐、右差越候請合之書付者得差出不申段相断候、尤銘々共入札之義ハ一統思召次第御取斗可被成候間、書付差出し候、外ニ存よりニ者何分尼屋伊兵衛合右久右衛門殿へ賈荷物売渡候や、又ハ久右衛門殿荷物ヲ伊兵衛へ相頼作替候哉、此義治定不成、右様之事共口達のミ

ニ而は慥不成候間、伊兵衛ヲ相糺久右衛門殿ニ不限外問屋へも売候哉、荷物何程仕立替候哉篤と相糺候上書付ニ為致度旨之人札ニ付、其意ニ落合、先其夜も右ニ而一統引取候事

同八日仲間行事代三人・伊丹席代式人都合五人同道ニ而深川伊兵衛方へ罷越、前夜趣種々相調候得は、溜屋久右衛門殿へキク印酒三拾二太片馬売渡候義相違無之丈ケ合不申候ニ付、其趣之書付取之、老分衆へ差出候事

同九日惣参会之上又々相談有之候処、前文申上候通之始末ニ御座候得者、一統烈(列)席ニ而右久右衛門義仲間積合参会相除、酒問屋株帳ヲ相消申候、誠ニ滅(滅)亡同前之御事ニ相成候義ニ御座候、銘々共存寄ニ而者御地御下知ヲ請可申心底ニ御座候得共、何も仲間一致不仕右之次第ニ相成宜敷御聞取被遊可被下候、是等之義御地思召とハ齟齬致候処も可有之哉ニ心配仕候得共、何分銘々共愚案ニ御座候上、此度之義ハ御地荷主合発り申候事とハ違、仲間内之義ニ御座候而、乍意外破談致候事も難成仕義有之、甚迷惑仕候得ト(者力)以来之処ハ仲間大行事へも御文通被成置被下度様奉存候、左候得者為後之相談も一致ニ出来可申と奉存候御事ニ御座候、右之次第当方六人連札ヲ以御年番方へ可申上答ニ御座候へ共、外三軒彼是心体違之意味も御座候ニ付銘々共合奉申上候間、御三軒様ニ而宜敷御合御熱談被遊被下度奉願上候、先者右奉申上度如此御座候、恐惶謹言

二月十一日(文政三年)

加勢屋利兵衛印  
紙屋惣八郎 印

## 小西利右衛門印

小西新右衛門様

紙屋八左衛門様

加勢屋利兵衛様

尚々奉申上候別紙南新川三軒書加へ、都合六人之連札今便御地御年番方へ向、前文之始末短文ニ書取京都 御使様御下向御請書ヲ差上兼候間、此段御内々御承知被遊可被下候、已上

史料一〇 (二月六日「尼屋樽印一件取扱に付別啓」 江戸店↓本家

宛 小西新右衛門家文書一二七)

(前略) 玉藤(酒仲買・小売玉川屋藤右衛門)・小島にて紙屋分(菊の図)付一樽も買取被置申候、右之樽見受申候処、誠二寸分違ひ不申、仲買者不申及、紙屋ニても難相訳、鏡中荷拵へ同様之事ニ候へとも、少し朱之色劣り<sup>㊦</sup>ノ偏之処少し違候歟と申位之事にて、菰も尼崎分廻し申候由、仕立候上にて右深川表ニて幾度も軋し古ク仕立有之候ニ付、中々難見訳事ニ御座候条、老印者菊・壺多ク候よし、白雪なども出来候様子、一鉢之種ハ加茂之へヲ遣ひ申候事ニ候条、右尼屋伊助と申者ハ尼ヶ崎倉橋屋伊右衛門弟之よし、近來当所へ罷越、直しや相始罷在候事ニ御座候、兄伊右衛門死去後相統ニ帰り可申候処、右之味ヲ覚掃り不申噂ニ御座候(後略)